

違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする人が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物を利用する判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店・百貨店・ホテルなどの不特定多数の人が利用される建物や病院・社会福祉施設などの避難が困難な人が利用する建物です。



飲食店・百貨店



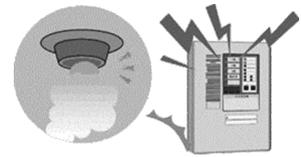
ホテル



病院

公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている「屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備」のいずれかが設置されていない重大な消防法令違反です。



公表する内容

- ① 建物名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反の内容
- ④ 公表日

公表の方法

町消防本部のホームページへ掲載

公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

建物関係者のみなさまへ

あなたの所有・管理する建物が、右記の変更を行う場合には、消防用設備などが必要となりますので、事前に消防署にご相談ください。

- ・飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- ・増築、改築、隣接建物との接続工事
- ・窓や扉などの開口部の閉鎖工事

問 町消防本部予防課
☎32-1510



国道258号 終日車線規制

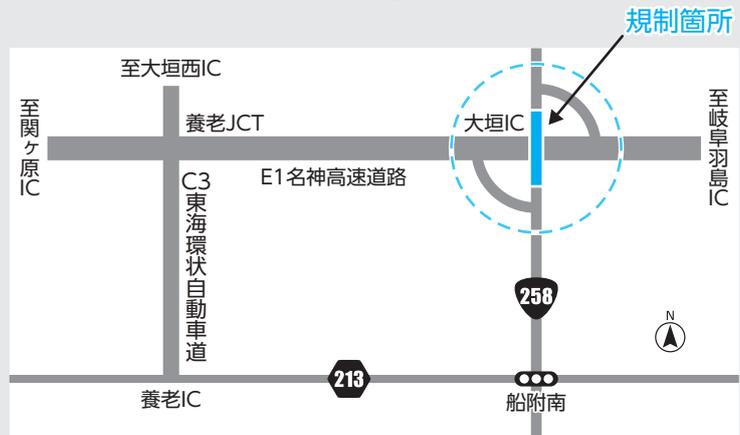
災害時緊急輸送路の確実な確保のため、名神高速道路の耐震補強工事に伴い、国道258号(名神高架下)において、終日車線規制を行います。

ご理解とご協力をお願いいたします。

規制日 / 2019年1月8日(火)～
2020年2月28日(金)【予定】

- ※終日車線規制を行います。
- ※GW・お盆・年末年始などは、規制は行いません。
- ※工事の進捗により予定の変更があります。

規制箇所 / 国道258号 名神高架下
(大垣市内原)



【終日車線規制】北行き：2019年1月～2019年4月
南行き：2019年5月～2020年2月